

利用者負担の更なる軽減

【入所施設・グループホーム・ケアホーム利用者】

入所施設における工賃控除の見直しについて

○ 現在、入所施設については、工賃が年間28.8万円まで手元に残るよう工賃控除を行っているが、現行の仕組みは、定率負担について控除を認めているものであり、食費・光熱水費については、工賃の半額を負担(最大で月1.7万円まで)することとしている。

※ 工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の障害基礎年金2級受給者の場合、食費・光熱水費が月1.2万円かかり、工賃として、手元に残るのは月1.2万円となる(このほか、年金分として月2.5万円が手元に残る)。

○ 今般、施設入所者の工賃引上げに対するインセンティブを更に高めるため、工賃が年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、定率負担と食費・光熱水費の負担がまったくかからないよう、工賃控除を徹底する。(平成19年度実施)

※ 改正後の個別減免又は補足給付の算定に際しては、本年10月の支給決定の際に使用した課税状況、収入、資産等の挙証資料等を用いることとして差し支えない。

工賃控除による負担額及び手元金の変化(現行) (障害基礎年金2級受給者のケース)

- 現行の工賃控除は、定率負担について認めているものであり、食費・光熱水費については、工賃の半額を負担(最大で月1.7万円まで)する仕組みとなっている。
- このため、工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の場合、食費・光熱水費が月1.2万円かかることから、工賃がそのまま手元に残らない。

		年間28.8万円			
		↑			
工賃①	1万円	2.4万円	4万円	4万円超	
定率負担分②	0円	0円	0円	【負担発生】	
食費等負担分③	0.5万円	1.2万円	1.7万円 (全額負担)	1.7万円 (全額負担)	
食費等負担後の 手元金 (①-②-③)	0.5万円	1.2万円	2.4万円	2.4万円以上	
		↓	↓		
		年間14.4万円	年間28.8万円		

(月額)

※ 手元金については、上記の額に加えて、月2.5万円(年金部分)が手元に残る。

工賃控除による負担額及び手元金の変化(見直し後) (障害基礎年金2級受給者のケース)

- 食費・光熱水費について、年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までの工賃控除を認める。
- これにより、工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の場合、食費・光熱水費の負担はなく、工賃が全額手元に残る。

		年間28.8万円		
		↑		
工賃①	1万円	2.4万円	2.4万円超	4万円
定率負担分②	0円	0円	【負担発生】	0.6万円
食費等負担分③	0円	0円	【負担発生】	0.6万円
食費等負担後の 手元金 (①-②-③)	1万円	2.4万円	2.4万円以上	2.8万円
		↓		
		年間28.8万円		

(月額)

※ 手元金については、上記の額に加えて、月2.5万円(年金部分)が手元に残る。

入所施設における工賃控除の算定式

(障害基礎年金2級受給者のケース)

○ 現行

定率負担： $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

食費・光熱水費：月4.1万円＋工賃 $\times 50\%$ ← 控除なし

※ 現行の控除額(定率負担のみ)

工賃が月4万円以下の場合・・・全額 ※工賃が月3千円以下の場合には、3千円

工賃が月4万円を超える場合・・・4万円

○ 見直し後

定率負担： $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

食費・光熱水費：月4.1万円＋ $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

※ 見直し後の控除額(定率負担と食費・光熱水費)

工賃が月2.4万円以下の場合・・・全額 ※工賃が月3千円以下の場合には、3千円

工賃が月2.4万円を超える場合・・・2.4万円＋ $(\text{工賃} - 2.4\text{万円}) \times 30\%$

グループホーム・ケアホームにおける工賃控除の創設について

- グループホーム・ケアホームについては、月3千円の定額控除に加え、控除後の額の15%（※入所施設の場合、控除後の額の50%）の負担としており、一定の配慮措置が講じられていることから、本年10月の工賃控除見直しの際には、特段の措置を講じなかったところ。
- しかしながら、今般、通所施設・在宅サービスにおいて、上限額の引下げなど更なる負担軽減を図るほか、入所施設においても、工賃控除の仕組みを見直すこととしていることに鑑み、利用者間の公平性の観点から、グループホーム等についても軽減措置を拡充する。
- 具体的には、グループホーム等においては、入所施設と同様、「個別減免」により負担軽減を図る仕組みとしていることから、定率負担について、入所施設と同様に年間28.8万円までの工賃控除を導入する。（平成19年度実施）

<グループホーム等の工賃控除>

	控除額	控除後の負担率
現行	3,000円 ※ 工賃額にかかわらず定額控除	
見直し後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工賃が月2.4万円以下の場合 全額 ※ 工賃が月3,000円以下の場合、3,000円 ○ 工賃が月2.4万円を超える場合 2.4万円+(工賃-2.4万円)×30% 	控除後の額が <ul style="list-style-type: none"> ・ 4万円までは15% ・ 4万円を超える部分は50%

工賃控除後の負担率について

○ 現行の考え方

グループホーム・ケアホームの入居者の平均的な工賃収入で、グループホーム等の標準的な利用料(約6千円)を賄える水準

$$\begin{array}{rcccl} \text{約4万円} & \times & \underline{15\%} & = & \text{約6,000円} \\ \text{(グループホーム等の工賃)} & & \text{(負担率)} & & \text{(グループホーム等の利用料)} \end{array}$$

○ 見直し後の考え方

- ① 控除額で、グループホーム等の平均的な家賃負担額(約4万円)を、
- ② 控除後の工賃収入で、グループホーム等の標準的な利用料(約6千円)を賄える水準

※ この場合の工賃は、現在の平均工賃の倍の水準(約8万円)

① 控除額

$$2.4\text{万円} + (8\text{万円} - 2.4\text{万円}) \times 30\% \doteq 4\text{万円}$$

② 控除後の工賃収入

$$8\text{万円} - 4\text{万円} = 4\text{万円}$$

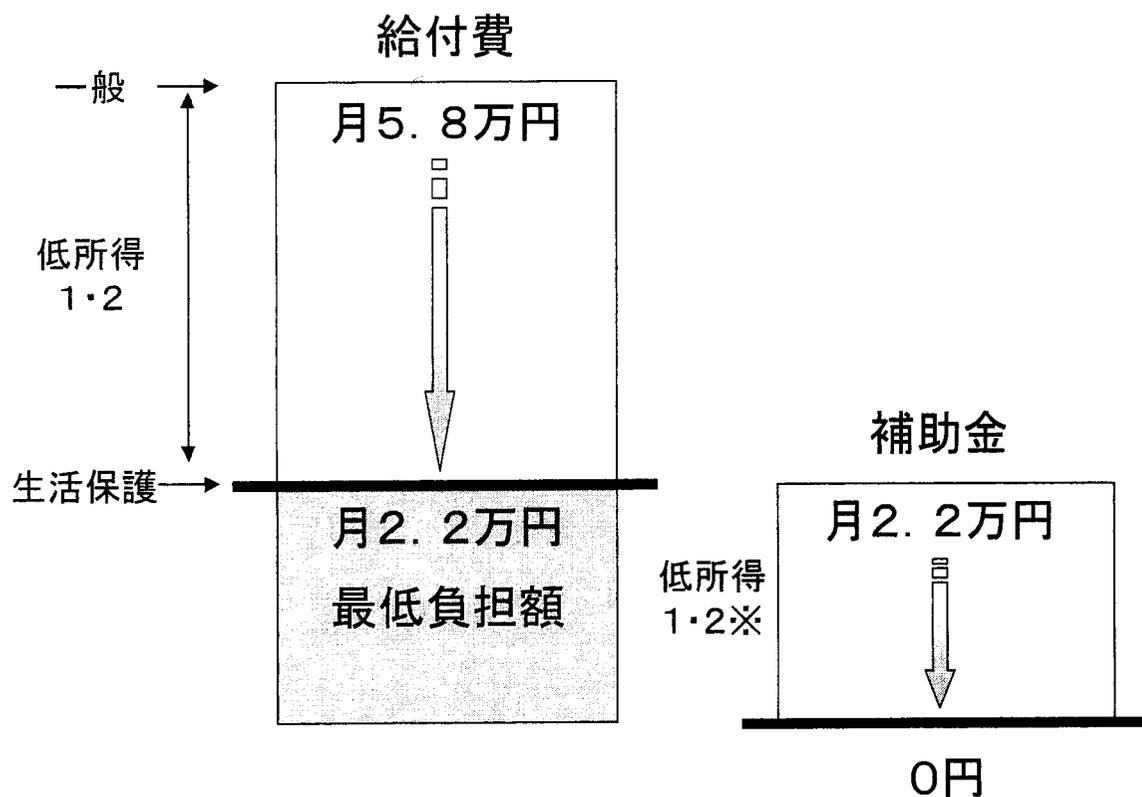
施設入所者の食費等負担に対する社会福祉法人軽減について

- 現在、施設入所者の食費等負担については、月3.6万円までの補足給付がなされている(食費等負担は、月5.8万円から2.2万円に軽減)が、食費等の負担をすることにより要保護状態となる場合には、社会福祉法人による軽減として、さらに負担を免除する措置が講じられている。
- 今般、同様に社会福祉法人軽減措置である定率負担の上限額引下げが、給付費(義務的経費)による措置に位置付けられることを踏まえ、食費等負担の減免についても給付費(義務的経費)による措置に改める。
- その際、現行の仕組みには、生活保護の場合の食費等負担(月2.2万円)より、要保護状態となる場合の負担(0円)が低くなるという問題があることから、これを解消するため、補足給付について月5.8万円まで支給することとする(これにより、生活保護の場合の食費等負担は0円)。

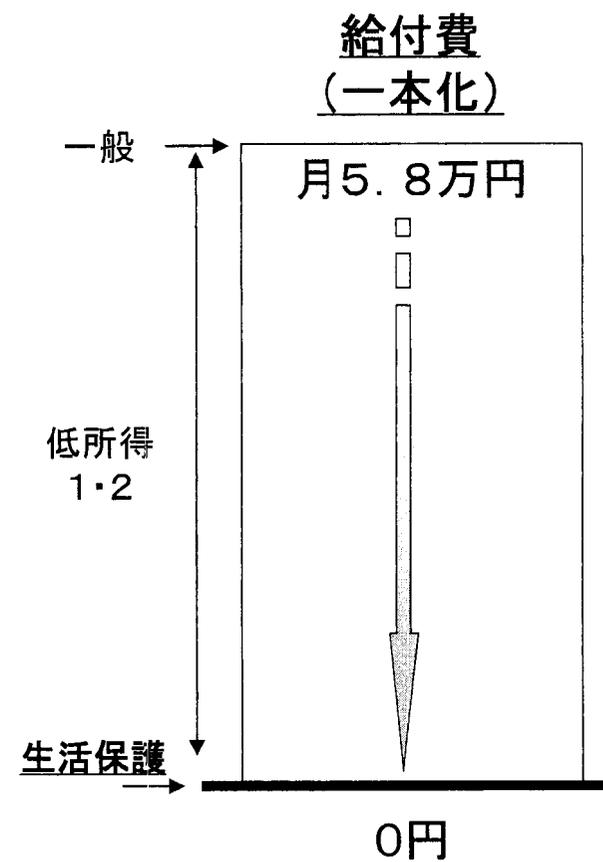
(注) 定率負担について、負担上限額を0円にしてもなお要保護状態である場合であって、あくまでも本人に生活保護を受給する意思がないことが確認でき、自立支援法による減免のみを受けたいことを希望した場合には、負担を免除して差し支えないこととしている(平成18年9月13日付け障害者自立支援法関係Q&A)ことを踏まえ、食費等の負担についても、これと同様の取扱いとして差し支えないこととする。

食費等負担の減免措置の見直しのイメージ

＜現行の負担減免の仕組み＞



＜見直し後＞



※ 2.2万円を負担することにより要保護状態となる場合

障害福祉計画について

平成18年12月26日

障害福祉計画推進のためのフォローアップと今後の自治体支援策

◎ ポイント1 : 障害福祉計画のフォローアップについて

時 期	主 な 事 項	説 明 事 項 等
19. 1	▷「中間報告」提出	▶「中間報告(数値目標・サービス見込量)」を国へ提出
19. 3	▷計画策定完了	
19. 4月以降	▷「最終報告」提出依頼 ▷都道府県障害福祉計画の提出 ▷指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設利用者に係る受給者証記載事項の変更報告書様式案の提示	▶「中間報告」に準じた様式での最終報告の提出と法第89条第6項に基づく、国への都道府県障害福祉計画の提出(提出時期等は別途連絡) ▶障害福祉計画においては、地域生活移行や一般就労移行などについて、その状況を逐次把握する必要があることから、基準省令の契約支給量の報告等に基づき、受給者の異動等について、事業者から市町村へ報告を求めることとしており、その報告書の様式案を別途提示する予定 (別紙:基準省令(抜粋)参照)

※上記は現時点での予定であり、今後、変更があり得る

別紙

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) 抜粋

(契約支給量の報告等)

第10条

第3項

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

第4項

前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第172号) 抜粋

(契約支給量の報告等)

第8条

第3項

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

第4項

第1項から前項までの規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

◎ ポイント2 : 計画推進のための自治体支援策について

※平成19年度においては、下記のとおり支援等を実施予定

1. 「障害福祉計画事例集(実践編)」の作成

▶障害福祉計画の実践に関し、全国の先進的な取組事例や「障害者自立支援調査研究プロジェクト」における研究成果等を収集・取りまとめた「事例集」を作成する

2. 「障害福祉計画推進セミナー」(仮称)の開催

▶先進的な取組事例や今後の計画推進等についてのセミナーを開催

3. 全国ブロック会議の開催(順次)

▶法の本格施行1年を契機として、全国のブロックごとに障害福祉計画の推進をテーマとする会議を開催

4. その他、各種会議・セミナーの開催

▶上記のほか、「相談支援」「就労支援」「退院促進事業」「地域生活移行」などテーマをしばった会議・セミナー等の開催を企画・検討

※上記は現時点での予定であり、今後、変更があり得る

【障害福祉計画関係Q & A】

地方自治体から提出された主な質問事項等について、現段階の考え方を整理したもの。

質問の内容	現段階での考え方
各都道府県並びに各市町村において障害福祉計画を作成する際に、国の示した「基本指針」に定められている事項を必ず定めなければならないか。	各市町村並びに各都道府県が障害福祉計画を作成するにあたっては、障害者自立支援法第88条第2項並びに第89条第2項において定められている事項は当然定めなければならないほか、同条第1項において国の定める基本指針に即して計画を作成するよう定められていることから、基本指針に定められている事項に即して定めるものとする。
市町村が基本指針に定められた事項を計画に盛り込んでいない場合に、障害者自立支援法第88条第7項並びに第90条第1項を根拠として、都道府県は市町村に対して意見等を行うことは可能か。	市町村が障害福祉計画を作成するにあたっては、障害者自立支援法第88条第2項において定めることとされている事項を定めるほか、国の定める基本指針に即して計画を作成するよう定められている。 そのため、都道府県は市町村が法律に定められた事項を定めていない場合や基本指針に即していない計画を定めた場合、障害者自立支援法第88条第7項並びに第90条第1項を根拠として基本指針に即した計画を作成するよう意見や助言を行うことができる。
障害福祉計画に係る数値目標については、基本指針に定めるほか、各自治体が独自の数値目標を設定することは可能か。	各自治体の創意工夫により、独自の数値目標を設定することは可能である。
福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定に関して、「一般就労」の定義とはどのようなものか。	「一般就労」とは、雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労することをいう。